

◆President of the Chancery Division of High Court (～2006.4.3.)

◆最高裁事務局長（裁判官職への任命に際して実質的に中心となる）

【最高裁としての House of Lords 維持——法律貴族の制度発足】

◆背景——19世紀の半ばに、法律家としての資格を持たない貴族は裁判にタッチしないという憲法上の慣例ができた。

◆Supreme Court of Judicature Act of 1873 で一旦、貴族院の最高裁判所としての管轄権の廃止を定められていた（1874年の施行予定）が、1874年、政権が自由党（Gladstone首相）から保守党（Disraeli首相）に移ったため、1873年法の施行が延期され、翌1875年のSupreme Court of Judicature Act of 1875 で貴族院の司法機能を廃止する規定が削除された。

◆Appellate Jurisdiction Act 1876——Lords of Appeal in Ordinary = Law Lords（常任上告貴族）の職の新設、1968年～11名、1994年～12名を最大限とする（2009年10月の Justice of the Supreme Court への移行時も12名）、Lord Chancellor、高位の司法職にあった者とともに、最低限3名、通例5名で appellate committee を構成し、最高裁として機能する。

議会の一院としての House of Lords の活動について Law Lords は、法律や裁判所関係の法案審議には参加するが、非法律問題の議論に参加するときは、個人的資格で参加するという慣行がある。

【Constitutional Reform Act, 2005 (2005.3.24)】

Lord Chancellor 職は残されたが、貴族院議長職や司法部の長たる地位は他の者に移される；最高裁判所設置；裁判官任命委員会設置。

【Constitutional Reform Act の施行】

Lord Chancellor の貴族院議長職廃止（2006.7.4: Baroness Hayman が Lord Speaker に就任。現職）。

Lord Chancellor の司法職廃止（2006.4.3: Lord Chief Justice of England and Wales が England と Wales の司法部の長となる。2005.9.30～Lord Phillips, 2008.10.1～Lord Judge）。

裁判官任命委員会（Judicial Appointments Commission）の設置（2006.4.3）。

行政職としての Lord Chancellor は 2003.6 以降 Secretary of State for Constitutional Affairs を兼ねる（Baron Falconer）。Department for Constitutional Affairs は 2007.5.9 に Ministry of Justice に改組、Falconer 卿は 2007.6.27 まで Secretary of State for Justice。2007.6.28, Brown 首相は Jack Straw 庶民院議員（内務相、外相などを歴任）を Lord Chancellor and Secretary of State for Justice に任命（現職）。

Supreme Court of the United Kingdom の設置（2009.10）。初代長官（President of the Supreme Court）は、Lord Phillips。

I 講義する範囲・教材——講義要綱に書いたものに次のものを追加

1 参考図書 [教科書にないもの]

- (1)高柳賢三・末延三次編『英米法辞典』(有斐閣, 1952, 絶版)
- (2)鴻常夫・北沢正啓編修『英米商事法辞典 [新版] 』(商事法務研究会, 1998, 28,000円)

2 範囲

- (1) 前半は概説——①連邦制度と判例法を軸とするアメリカの法制度について概説する。
②現在の法制度を理解するのに必要なものに限定してアメリカ法の歴史をたどる。
③民事訴訟手続の概要。
- (2) 後半は契約法。わが国の契約法にはない約因という要件が重要。

II アメリカ法の特徴——連邦制度と判例法主義

1 連邦制度——州と連邦 (合衆国)

(1) 州による法の違い

- ◆死刑のない州——15州, 死刑がある州——35州; 2009年の執行数52, TX=24, AL=6, OH=5, VA=OK=GA=3, FL=SC=TN=2, MO=IN=1, 23州=0
- ◆医師による自殺幫助・積極的安楽死——禁止する州 (NY, WA, 1997), 法律で許容する州 (OR, 1997, WA, 2008), 判例で許容する州 (MT, 2009) [治療中止を求める権利は憲法上の権利としてほぼ確立されている。]

(2) 国のあり方

- ◆unitary state (単一国家)
- ◆federal state (連邦国家) ——国法 (合衆国憲法) 上の国家の結合, 連邦の法は各 state の国民にも直接効果を及ぼす。
- ◆confederation of states (国家連合) ——条約に基づく諸国家の平等な結合, 諸国家の関係は国際法上の関係]

(3) アメリカの連邦制度

①州が第一次的統治権を持つ; 連邦は合衆国憲法によって州から委譲された権限のみを行使できる。州の統治権は一般的, 連邦の統治権は合衆国憲法に掲げられたものに限られる。

歴史的にも——13州の独立: 1776年7月4日, 合衆国の成立: 合衆国憲法の発行日——1788年6月21日 (連合規約の大陸会議可決日1777年11月15日, 成立日1781年3月1日, 合衆国憲法の憲法制定会議可決日1787年9月17日)。

②法の形成という面でみると, 実体法については, 一般刑法や民法や商法の分野などは連邦にそれを形成する権限が与えられておらず, 州の議会や裁判所によって形成された法が適用される。

合衆国 (連邦) が法を形成する分野として, 独占禁止, 証券取引, 労働者保護, 差別禁止など。

2 判例法主義

訴訟による紛争解決——一方当事者の訴えによって開始され, 裁判所が事実を認定し, その認定事実に普遍的ルール (法規範) を適用して行う紛争解決

普遍的ルールをどこに求めるか?

わが国やドイツ, フランスなどの国々では, (あらかじめ議会によって一般的, 抽象的に定められた) 法典, 法律 (制定法) に求める (制定法主義)。

アメリカ、その母国たるイギリスなどでは、判例（過去に裁判所が同種の事件において下した判断）に求める（判例法主義）。

わが国では、判例とは、過去の判決のうち現在も拘束力を持つものをいうとされる（そうでない過去の判決は「裁判例」と呼ばれる）。

●事実上ある程度の拘束力を持つてはいる。

①刑事訴訟法405条1項2号（高裁判決が最高裁の判例に反する判断をしたときに上告理由になる）、②民事訴訟法318条1項（原判決に最高裁の判例に反する判断がある場合には、上告受理の申立てができる）、③裁判所法10条3号（最高裁がその判例を変更する際には大法廷によらなければならない）。

●基本的には、具体的事件における制定法の解釈例に過ぎないとされる。

憲法76条③（すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される）

だから、わが国の判決理由のなかにおける過去の裁判例の参照は少ない。とくに、下級審判決の引用はないに等しい。判決は、法律の規定の論理的操作によって導き出されるという建前に沿っている（法律→事実→判決）。

これに対して、アメリカでは、契約法や不法行為法など法の基本的分野について法典、法律がない（カリフォルニア州などの例外もあるが）。また法律がある分野も多いが、その解釈には常に、以前の裁判所の判断が参照される。過去の判決〔事実→判決〕の事実と、現在の事件の事実を比較して判決が導き出される。

Ⅲ 英米法概観

1. 英米法・英米法系 (1) 英米法・英米法系とは

大陸法系のことをローマ法系、英語では civil law (←→common law) という。ローマ法系のことを civil law というのは、継受されたローマ法のもっとも重要な法源であるユスチニアヌス法典（6世紀に東ローマ帝国のユスチニアヌス大帝の命により編纂された）が16世紀後半以降 Corpus Iuris Civilis（市民法大全——意識すると「ローマ法大全」）と呼ばれたことによる。

(2)

①連合王国

◆England (1066 : William I (William the Conqueror) によるイングランド征服)

◆Wales (1284 に England 国王 Edward I が征服し、属国とし、その息子（のちの Edward II）をその君主に据えた〔Prince of Wales〕。1536 年に正式に併合される)

◆Scotland (1603 年に Scotland 王 James 6 世が England 王 James 1 世として即位して以降、同じ王を戴くことになる。1707 年に議会の法律により England と合併し、Great Britain という連合王国を形成した。)

◆Northern Ireland (Ireland——1801 年に Great Britain と合併し、United Kingdom の一部となった。南 Ireland——1922 年 Irish Free State (アイルランド自由国、自治領) となる。1937 年に独立主権国家 Eire となり、1949 年には Republic of Ireland として、Commonwealth から離脱。)

②アメリカ合衆国

◆Louisiana (名称はフランス国王ルイ14世にちなむ) ——フランスの植民地（アレゲニ山脈以西の広大な地）、1763年スペイン領（ミシシッピ以東はイギリス領になる）、1800年フラン

ス領, 1803年アメリカに1500万ドルで売却。

(3) 英米法と大陸法

イギリスでは早くから国内が統一され, しっかりとした法制度が確立されていたため, 中世末から近世にかけて商取引が盛んになったときにも, ローマ法などに頼る必要が小さかった。これに対して, ヨーロッパでは, 中世から近世にかけて統一的な法制度を自力で生み出すことのできる中央集権国家がでてこなかった。また, 神聖ローマ帝国は, ローマ帝国の継続であり, そこでは, ローマ法が行われるべきであるという考えが一般的であった。

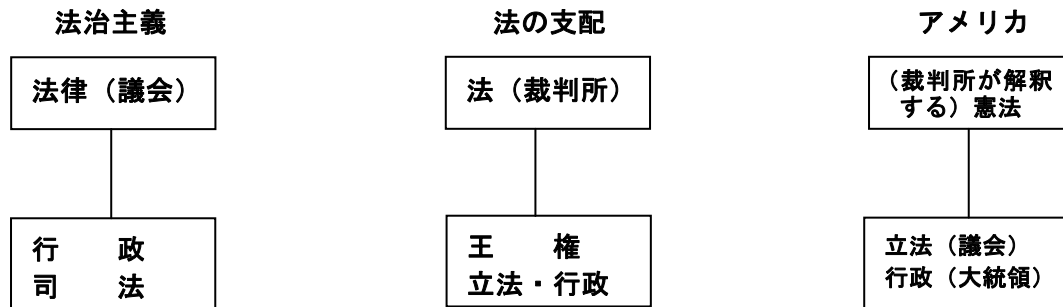
〔ローマ法を基礎とする法典編纂〕

フランスにおいては, 1804年に民法典が(1807年にナポレオン法典と改称された), 1806年に民事訴訟法典が, 1807年に商法典が, 1808年に治罪法典が, 1810年に刑法典が制定された。

ドイツにおいては, 1896年にドイツ民法典が成立した。スイスでは, 1881年にスイス債務法が成立した(民商法の統一——契約・会社・手形・小切手)。

19世紀以降のドイツにおける, 精緻な概念構成による体系化。

【法の支配と法治主義】



名誉革命と権利の章典——国会主権の原理が確立し, 国王 (行政) に対する議会の優位を確立するとともに, 裁判所に対する議会の優位が確立した。

2. (2)判例法主義

(a)判例法主義——判例法なしで成り立ち得ない法制度

(b)先例拘束性の原理

同種の事件については先例と同じ判断を下す→法原則の認識・将来の裁判予測

イギリスでの貴族院判例の絶対的拘束力は19世紀半ばに確立された (London Street Tramways Co. v. LCC (1898)) が, 1966年のPractice Statement で必要な場合に判例変更を認めるよう変更された。

アメリカでは自らの判例の変更を制約する実定法原則はない。

holding (ratio decidendi) と obiter dictum

(c)コモン・ローとエクイティ

【Lord Chancellor (大法官) の職】

◆Keeper of the Great Seal (国璽尚書)

◆The Speaker of the House of Lords (～2006.7.4.)

◆Minister of the Crown でほぼ確実に Cabinet の構成員 (法律問題・憲法問題担当)

◆最高裁判所としての House of Lords の長 (～2006.4.3.)

◆President of the Supreme Court (Court of Appeal + High Court) (～2006.4.3.)